

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づき政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>5 11 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（総合政策局に置く課）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十四課を置く。</p>	<p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 10 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十五人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（総合政策局に置く課等）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十四課及び参事官一人を置く。</p>

総務課

政策課

社会資本整備政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

(削る)

物流政策課

国際物流課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2

(略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ短期的な政策（官民の連携による社会資本整備に係るものを除く。）

の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

三・四 (略)

(社会資本整備政策課の所掌事務)

第三十九条 社会資本整備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

国際物流課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2

(略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（官民連携政策課及び参事官の所掌

に属するものを除く。）。

三・四 (略)

(新設)

の所掌事務の総括に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第四十条～第四十二条（略）

（削る）

第五十三条から第五十八条まで 削除

（都市安全課の所掌事務）
第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 都市局の所掌事務に関する第四十条第一号イに掲げる事項に関する

第三十九条～第四十一条（略）

（官民連携政策課の所掌事務）

第四十二条 官民連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 官民の連携による社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること。

（参事官の職務）

第五十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ中長期的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房及び官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。

第五十四条から第五十八条まで 削除

（都市安全課の所掌事務）
第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 都市局の所掌事務に関する第三十九条第一号イに掲げる事項に関する

る総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三〇八 (略)

(参事官)

第二百二十三条 観光庁に、参事官三人を置く。

2 (略)

する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三〇八 (略)

(参事官)

第二百二十三条 観光庁に、参事官二人を置く。

2 (略)